

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

株式会社佐藤建設工業に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消し処分を行いました。

### 記

#### 1 被処分者

(1) 名称

株式会社佐藤建設工業 代表取締役 佐藤本位田

(2) 所在地

群馬県渋川市小野子1579番地

(3) 産業廃棄物処分業許可

ア 許可年月日 平成23年8月3日

イ 許可番号 11620042372

ウ 事業の区分 中間処理（破碎（移動式））

#### 2 処分の内容

産業廃棄物処分業許可の取消し

#### 3 処分の年月日

平成28年8月18日

#### 4 処分の理由

株式会社佐藤建設工業は、平成28年8月3日付けで、群馬県知事より産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可の取消し処分を受けた。このことは法第14条第5項第2号イに規定する同法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定による許可取消し事由に該当するに至ったため。

## 産業廃棄物処理施設設置者に対する行政処分について

株式会社佐藤建設工業に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）第15条の3の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理施設設置許可の取消し処分を行いました。

### 記

#### 1 被処分者

(1) 名称

株式会社佐藤建設工業 代表取締役 佐藤本位田

(2) 所在地

群馬県渋川市小野子1579番地

(3) 産業廃棄物処理施設設置許可

ア 許可年月日 平成20年11月6日

イ 許可番号 高崎市第044-0号

ウ 施設の種類 がれき類の破碎施設（移動式）

エ 設置場所 高崎市内一円（産業廃棄物の発生現場内に限る。）

#### 2 処分の内容

産業廃棄物処理施設設置許可の取消し

#### 3 処分の年月日

平成28年8月18日

#### 4 処分の理由

株式会社佐藤建設工業は、平成28年8月3日付けで、群馬県知事より産業廃棄物処理施設設置許可の取消し処分を受けた。このことは法第14条第5項第2号イに規定する同法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当し、法第15条の3第1項第1号の規定による許可取消し事由に該当するに至ったため。